

## さのまる 10 周年記念メニュー協力店募集要領

以下の内容に同意の上、ご参加ください。

### 1. 目的

コロナの影響を強く受けている飲食店や飲食物販売店とさのまるが協力し、SNS を活用した効果的な PR を行うことで、さのまる 10 周年の気運の醸成及び飲食店等の活性化を図る。

### 2. 募集内容

「さのまる 10 周年記念」「SANOMARU 10th Anniversary」を冠したメニューや加工品を販売する協力店の募集

### 3. 参加条件（以下 3 つの条件を満たすこと）

- (1) さのまる 10 周年を一緒に盛り上げてくれる飲食店・飲食物を販売している方（市内外問わず）
- (2) メニューや加工品に「さのまる 10 周年記念」「SANOMARU 10th Anniversary」のいずれかを冠すること
- (3) さのまるをイメージしたメニューや加工品を販売すること

### 4. 販売促進への協力

- (1) さのまるの SNS を活用した PR（広告料無料）  
参考（R3. 8. 31 現在）
  - ・さのまるこーしきついったー（フォロワー：35, 280 人）
  - ・さのまる公式 NEWS（フォロワー：5, 495 人）
  - ・さのまる【こーしきインスタ】（フォロワー：2 万人）
- (2) PR グッズ「さのまる 10 周年ロゴマークシール」の提供（希望者のみ）

### 5. 参加方法

佐野ブランドキャラクター使用申請書及びメニュー（加工品）の写真（デザインデータ）とともに、都市ブランド推進課まで郵送・メールまたは持参にて申込み

Mail : toshibrand@city.sano.lg.jp

### 6. 参加期間

令和 3 年 9 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで  
※随時受付

### 7. さのまるによる PR 期間

令和 3 年 9 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

上記期間を過ぎてのメニューの提供及び加工品の販売は原則認めない。ただし、在庫がある場合は、加工品についてのみ在庫がなくなるまで販売を認める。

## 8. 参加にあたっての注意事項

- (1) 商品製作に係る製作費等は応募者負担とする。
- (2) 以下の内容に当てはまる場合、参加をお断りすることがある。
  - ①法令及び公序良俗に反すると認められる場合
  - ②市の信用又は品位を害するものと認められる場合
  - ③特定の個人、政党、宗教団体を支援または支援するおそれがあると認められる場合
  - ④風俗営業等の規則及び業務の正当化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める営業を行うものが利用する場合
  - ⑤デザインのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
  - ⑥立体物で、その表現がイラストの立体物として認められない場合
  - ⑦デザインの変形やその他イラストの利用が適当ではないと認められる場合
  - ⑧本企画の意図と異なる内容
  - ⑨その他、佐野市が不適切と判断する内容
- (3) 提出があった写真の著作権は参加者本人に帰属する。ただし、佐野市ホームページ及び佐野市が運用する SNS への掲載などさのまる及び佐野市の PR を目的とした使用については、参加者は佐野市に無償で使用を許諾するものとする。この場合、参加者は佐野市に対して著作権ならびに著作者人格権を主張、行使しないものとする。
- (4) 提出があった写真を紹介する際に、サイズの調整、トリミング等必要な範囲で投稿データを改変する場合がある。
- (5) 人物等の写真は、被写体等の了解を得たもののみとする。著作権や肖像権等の第三者の権利に関するトラブルについては、佐野市は責任を負わない。

## 9. その他

事業終了後、当該事業に関するアンケートに回答すること